

下呂市告示第 55 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた、同法第1条の  
規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用  
集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和6年3月12日

下呂市長 山 内 登

1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

下呂市萩原町羽根2605番地1

下呂総合庁舎内 農林部農務課 農業委員会事務局